

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十五年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人江の川鮭の会	口羽 秀典	広島県三次市三良坂町岡田七一みらさか竹工房はなご内	この法人は、江の川流域において、鮭の放流に関する事業等を行い、江の川流域等の河川環境保全並びに河川の浄化に寄与することを目的とする。	・主たる事務所 の住所変更 ・法改正に伴う字句の変更	平成二五年七月一日
特定非営利活動法人森のおさるさん	榘宗 正則	広島県三原市本郷町上北方一六四九番地	この法人は、本郷町北方地域を中心に、環境保全に関する事業を行いながら、歴史、文化、スポーツも含めた福祉や青少年の健全育成を旨とし、地域の安全と健康的で元気の出るまちづくりをすすめるため、地域住民に寄与することを目的とする。	役員 の任期の 変更	平成二五年七月二八日